

住田町地域情報通信基盤施設の加入について

住田町では、町内全域に光ファイバーケーブルを敷設しテレビ放送・ひかり電話・防災告知放送サービスなどを提供しています。施設を利用するためには、町への加入申請が必要となり、利用条件としてテレビ放送・ひかり電話・防災告知放送の3つのサービスに加入する必要があります。

1) 申請について

町の提供するサービスを利用する場合は、「住田町地域情報通信基盤施設加入等申請書」に必要事項を記入し、町へ提出してください。

2) 利用できるサービスについて

①テレビ放送サービス…テレビ放送は、地上波放送・自主放送・衛星放送を利用できます。衛星放送の視聴を希望する場合は、利用料に月額100円が追加となります。

②ひかり電話サービス…ひかり電話が利用できます。NTT東日本へ別途申し込みが必要です。光コラボサービスでも利用可能です。

③防災告知放送サービス…防災告知放送は、個別受信機（防災告知端末）により防災行政無線の内容を聞くことのできるサービスです。

※インターネットサービス…NTT東日本の提供するフレッツ光を利用できるほか、光コラボサービスも利用できます。申し込みやプロバイダの契約は加入者自身でお選びのうえ、各自で手続きをしてください。

3) 加入負担金について

住田町地域情報通信基盤施設がない建物については、光ケーブルを配線する工事を行う必要があります。工事が必要な場合は、工事の一部負担金として、加入負担金63,000円をいただいております。

設置場所により加入負担金が、既定料金より高くなる場合がありますので、申し込みの際にご確認願います。

また、NTT東日本の提供するサービスに加入していただく必要があり、新規での登録となる場合は、新規登録料（登録工事料金）として初期費用が発生します。初期費用は、お客様により異なりますので、NTT東日本への申込みの際にご確認願います。

4) 使用料について

①情報通信基盤施設使用料（支払先：住田町）

基本料金 月額1,200円（テレビ放送：地上波放送・自主放送のみ）

※ 衛星放送を視聴する場合は、月額100円の追加となります。

※ NHK受信料は含んでおりません。

※ CS放送など有料番組の視聴はできません。

②NTT回線使用料（支払先：NTT東日本）

基本料金 月額1,800円（税別）

詳しい料金についてはNTT東日本に確認願います。

※ 固定電話を設置しない場合も基本料金が発生します。

※ ①の使用料と同様に施設全体を利用するために必要となる料金です。

5) 使用料の支払いについて

①情報通信基盤施設使用料

支払方法は、「毎月払い」と「前納払い」があり、町から納付書を発行します。前納払いは、1年分の使用料（4月～3月分）を一括でお支払いただく方法で、ひと月分の使用料金を減額しております。

本使用料の支払いのために金融機関等へ出向く負担が軽減されますので、ぜひ口座振替をご活用ください。希望する場合には、指定の金融機関の窓口で申し込みください。

②NTT回線使用料

支払方法は、NTT東日本への申込時にご確認ください。

6) サービス利用停止について

情報通信基盤施設使用料及びNTT回線使用料の滞納が続くと、サービスが停止されますので、滞納しないようご注意ください。

7) 使用休止・加入解除について

使用休止や加入解除をされる場合は、「住田町地域情報通信基盤施設休止・加入解除届」に必要事項を記入し、町へ提出してください。

提出がない場合は、使用料が課金され続けますのでご注意ください。

また、加入解除時に施設等の撤去負担金のお支払いが必要な場合もありますので、申し込みの際にご確認願います。

8) 備考

本施設に関わる内容については、下記の連絡先にお問い合わせください。

担当：住田町 企画財政課 企画係
電話：0192-46-2114（内線226）